

2 高齢者虐待、5つの類型

高齢者虐待には養護者によるものと養介護施設従事者など[※]によるものがありますが、形態は大きく以下の5つの類型に分けられます。これらが複合的に存在するケースも少なくありません。

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。

② 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置など養護を著しく怠ること(養護者が同居人の虐待を放置すること含まれます)。

③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※養介護施設従事者など：介護老人福祉施設など養介護施設または居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

身体拘束と虐待

ベッドに体を縛り付けるなど、行動の自由を制限する身体拘束は、**当人の権利の侵害であり、高齢者の尊厳の保持の観点から、当然してはならないこと**です。身体拘束は、当人の不安や屈辱といった甚大な精神的苦痛だけでなく筋力低下などの身体機能への悪影響をももたらし、さらにはそれを見た家族にも混乱や後悔の念を生じさせます。「緊急やむを得ない場合」の「適正な手続き」を経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます[※]。

※参考：「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00003.html)